

兵高教組

2025年8月29日

調査情報15号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185
URL: <http://www.hyogo-kokyoso.com>
mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

給特法・教育公務員特例法施行規則「改正」のパブコメ募集中 特定の予算、教職員定数増もなく、業務縮減・超勤解消はできない 文部科学省のパブリックコメントに現場の声を届けましょう！

8月4日から9月3日必着で、文部科学省は「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」）施行規則及び教育公務員特例法施行規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメント」を開始しました。50数年ぶりの給特法改定の中心的論点は、教職員の長時間過密労働の解消であったはずなのに、膨大な時間外勤務を「在校等時間」という概念で労働時間として認めず、一切の残業手当を支給しないという労働基準法の原則を平然と踏みにじったところに最大の問題点があります。その上、具体的な施策、人員増や予算も決めずに、進めようとしている改革に「待った」をかける手段の一つがパブコメへの意見集中です。

パブリックコメントの提出方法 意見には理由をつけて以下のいずれかで

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合
「パブリックコメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見入力」より提出を行ってください。➡



(2) 郵送・電子メールにて意見を提出する場合 [ここから行けます](#)

住所:〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課 宛

電子メールアドレス: syobo@mext.go.jp

（判別のため、件名は【公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則及び教育公務員特例法施行規則の一部を改定する省令案への意見】としてください。なお、添付ファイルは開くことができないので、必ずメール本文に記入してください。）

※意見提出の様式

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則及び教育公務員特例法施行規則の一部を改定する省令案への意見」

・氏名 ・住所 ・電話番号 ・意見

高教組が改訂給特法・教育公務員特例法施行規則で

大きな問題と考えること

1 時短ハラスメントの横行や持ち帰り仕事が増加

教員定数増など、長時間労働削減のための具体的な支援策は示さず、教育委員会と校長に、時間外在校等時間減少の改善計画策定と公表、実施状況の公開を義務づけています。これでは、時短ハラスメントの横行や持ち帰り仕事の増加が懸念されます。

長時間過密労働も教職員未配置も解消できない

2 時間外勤務を容認し超勤手当を支払わない

公立学校の教員に対しては原則として時間外勤務を命じないとしているにもかかわらず、「月30時間」の時間外勤務を容認し、超勤手当を支払わないとしていることは、明らかな労働基準法違反であり、給特法との根本的な矛盾です。

改定給特法の大きな問題点

3 「主務教諭」の導入は学校現場を破壊する

教諭の上に若手教員のサポートや、学校内外関係者との調整役を担う「主務教諭」を新設できることになりました。このことで、賃金の階層構造が持ち込まれ、トップダウンの学校運営が強まり、集団的な協力共同の関係が阻害されることが危惧されます。

4 賃金が大幅に増えるわけでもない

処遇改善と言しながら、教職調整額について、幼稚園教諭は、4%の現状維持。指導改善研修を受けている教員は、支給なし。義務教育等教員特別手当は、2026年度から1.0%に削減。特別支援教育にかかる教員の給料の調整額を1/2に削減。



「主務教諭」に相当する職を設置している都府の給与体系の推移

主務教諭の給料表
教諭の給料表

主務教諭の設置では解決しない！

教員の階層化・分断で「物言えぬ職員室」に
「主務教諭」の新設により、評議者である管理職の意向に沿って教育活動を行わざるを得なくなります。結果として、教育の専門職としての自主性や創造性が奪われかねません。

高教組が考える超過勤務解消施策案（パブリックコメント案）

- 少人数学級の実現や義務標準法の基礎定数の抜本的改善により、教職員を抜本的に増やし、業務量を減らすこと。
(全日本教職員組合・教組共闘連絡会が「教職員の時間外労働などに関するアンケート」等を基にした研究データでは、教職員を1.4倍にするだけで「残業ゼロ」となるとの結果が出ています)
- そのためには、教育予算を大幅に増やすこと。
- 長時間過密労働の法的な歯止めとなる残業代支給のしくみを設ける給特法の抜本的な改正をすること。